

# 船員保険・厚生年金保険の被保険者の 氏名変更・住所変更の手続きが 変わりました!

マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化及び船舶所有者の事務負担軽減を図るため、平成30年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。



## 手続きはどのように変わりますか?

被保険者の皆さまの氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して住基ネットから取得し、船員保険部に情報提供を行います。

船員保険部では、日本年金機構から提供を受けた変更情報をもとに氏名変更による新しい保険証を船舶所有者の皆さまにお送りします。

## 古い保険証はどうすればよいですか

船舶所有者の皆さまにおかれましては、新しい保険証が届きましたら、被保険者の方にお伝えいただき**それまでお使いの保険証と交換の上**、お渡してください。



## ご注意ください!

- ①被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われなため、従来同様に被扶養者異動届により変更の届出を日本年金機構へお願いします。
- ②被保険者の方であっても70歳以上の方やマイナンバーを届出していない方については、氏名変更・住所変更の届出省略ができません場合があります。詳しくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。

## 郵送先(居所)の登録について

住民票上の住所以外にお住まいの場合は、船員保険部や日本年金機構からのお知らせの郵送先(居所)を登録いただくことが可能です(船員保険・厚生年金保険被保険者及び被扶養配偶者に限ります。)

詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせください。